

# 1. 外務省中東アフリカ局大臣官房審議官 知原 信良 氏

## 外部評価委員会の個別意見（コメント）

### 1. 法学研究科について

高等司法研究科ができて法学研究科の位置づけが見えにくくなったので、三年前の会合において、法学研究科として目指す方向を示す明確なメッセージを打ち出すことを求めました。第二期の重点項目として示された三本柱は、これに応えるものとして評価できると思います。

第一の柱である研究者養成は、大学の継続的な運営と教育研究の場としてのモメンタムを維持していく意味でも重要です。諸環境が厳しい中ではありますが、本道である研究者養成に重点を置かれることは重要と考えます。是非とも引き続き優秀な研究者を数多く輩出し、研究の場を次世代に確実に継承させてもらいたいと思います。

### 2. 法学部国際公共政策学科について

国際公共政策学科については、設立後丸2年を経過したところなので、現状では成果を確認することができません。ただ、3つの研究科のスタッフが法学部を支えるということですので、恵まれた環境に置かれており、贅沢な態勢といえると思います。是非ともこのメリットを活かしたユニークな学部教育を実施してほしいと思っています。とりわけ、国際公共政策学科については、国際的な視野を持った人材を育ていくという試みに大いに期待しますが、同時に、この恩典が一つの学科にとどまってしまうのはもったいないと思います。できるだけ早期に、学科の名称から「国際」の文字がとれて、法学部教育全体が国際的視野を持った学部教育を当たり前のよう to 実施しているという時代が来ることを期待します。そのためにものちほど触れるように積極的な国際交流を推進して行ってもらいたい。

### 3. 知的財産プログラムについて

知的財産教育は、総合大学のなかでも幅広く充実した理系研究科を抱える阪大の強みであると思います。さらに、大阪の地の利を生かして、関西の経済界・産業界と双方向の刺激と知の集積を活かすことができる恵まれた条件を備えていると思います。この意味で、いち早く新興の重要な分野である知的財産の分野を法学教育・実践の重点に置かれたことは評価できると思います。阪大のこうしたアドバンテージを活かしてこのプログラムが大きく育つことを期待します。

### 4. 国際交流について

国際交流に関連して、留学生の受け入れについては、中国人一色とでもいえる状況からの脱却に向けて、これまでの様々な努力を多とするとともに、多様化が若干進んできた実績を評価します。同時に研究面での交流も含めて、引き続き幅広くアジアと間で進めていくことは重要であり、欧州との交流にも力を入れることに期待します。さらに今後ラテンアメリカにも交流を進めていくことについて大いに期待します。個人的な関心から申し上げれば、中東アフリカ諸国についても注目してもらいたいと思います。中東アフリカ諸国は、なお、克服すべき課題が山積しているものの、この地域では実用的分野や科学技術関連分野の教育に対してきわめて大きな関心を持つようになってきました。大いに将来性が期待できるところと考

えます。欧米の大学や研究機関では既に積極的な交流を展開しています。日本勢としては緒についたところですので、阪大としても少し長い眼でしかし着実な前進に向けて対応していくことを期待しています。タンザニアの地方自治プログラムは単に国際交流の意義だけでなく、大阪近辺の自治体に対しても大いなる刺激になったという意味で評価したいと思います。国際交流と地元地域との連携を一度に進める効果の大きなプログラムであったと思っています。今後もこの種のイニシアティブを推奨したいと思います。

## 5. その他

一般的な意味での提言を示したいと思います。それは従来以上に卒業生を活用することです。今後の社会において情報のネットワークがますます重要になっていくことを考えると、大学が学生や卒業生に提供できる優位性は、在学中にとどまらず、卒業後も役に立つサービスの提供であると思います。卒業生を中心にした地域社会との連携は、生涯教育だけでなく、実践的な知的交流を進める上でも有効であると思います。大学が資金を必要とする場合にもサポートが期待できる存在になると考えます。知的な刺激を求める卒業生、さらには実用的な情報を求める地域社会との間で交流関係を強化していくことが、大学の教育研究活動を有意義なものとするだけでなく、大学そのものの価値を高めることにつながると考えられる。従来以上に卒業生を組織的に取り込んで交流を深めていくことを大いに期待します。同時に様々なツールを用いて社会や地域への情報発信にも努めてもらいたいと思います。新しいメディアを活用していくことはもちろんですが、伝統的な情報発信手段である活字媒体とりわけ阪大出版会の活用も期待したいと思っています。

以 上

## 2. (社)関西経済連合会理事 櫻内 亮久 氏

### 外部評価委員会の個別意見（コメント）

委員会当日にご説明いただきました内容につきまして、経済団体に勤務する立場から、当日の発言と重複する内容もございますが、若干の意見を述べさせていただきます。

#### 1. 中期計画（第二期）関係

第一期計画の実績を踏まえ、3つの重点事項を盛り込んだ第二期計画を実施されるにあたり、実効のある取り組みを期待します。計画期間は6年間ですが、6年前を振り返りますと、予測困難な社会・経済環境の変化がみられますように、今後の6年間の変化を勘案し、機動的なご対応をいただければと考えます。たとえば、知的財産に関する企業内人材育成については、これまでは知財戦略だけに焦点をあてて推進しておりましたが、昨今は、国際標準化、研究開発との三位一体で経営戦略として位置づけ、企業が「研究開発」を行い、収益の拡大を図るにあたり、成果を普及し市場を拡大する「技術標準化戦略」、成果を守り市場シェアを確保する「知財戦略」、のバランスをとることが重要であるとの認識の下、複数大学の先生方と有志企業による研究会を設置し、関係省庁とも連携しながら国際舞台で活躍できる人材育成に取り組んでおります。

変化への的確な対応ためには、法政実務連携センターのさらなる充実による産業界との連携強化、社会人対象の関西社会人大学院連合への参画による社会ニーズの見極めや研究成果の社会における実証が有効と考えます。

#### 2. 国際交流関係

法学研究科が海外の大学との交流協定に基づき国際交流を進められていることは、今後も進展するであろうグローバル社会を睨んで、ますます重要になってくると思われまます。また、文科省のグローバル30の選定を受けられ、留学生受け入れについても大きな役割が期待されていくものと思います。留学生受け入れについては、貴大学で学んだ後、本国に帰国する前に日本で一時的に修学成果を実証する場としての「止まり木機能」があれば、キャリア形成に有効であると思われまます。この点はポストクの採用とあわせ、産業界としての課題でもあると認識しております。

海外に出る日本人学生が少ない点については、昨今の就職事情、ロースクール志向がその要因のようですが、法学の世界もグローバル化の波の影響を受けていくものと思われまます。

当連合会の開催する最近の法律セミナーを挙げますと、M&Aを統制する従来の競争法は経済危機によってどのように変化しているか欧州の事例に学ぶセミナー、移転価格に関する判例を題材に国別の企業法制をグローバルな視点で捉えるセミナー、といったように経済環境との関わりが必須となっております。

以上のような観点から、国際交流につきましても産業界との交流・連携について一層のご配慮をお願いします。

#### 3. 法学部・法学研究科への期待と要望

当連合会は、企業だけでなく最近では大学にも会員になっていただき、産学交流を進めているところです。

産学交流の切り口は研究シーズの実用化、人材育成、研究成果の実証などさまざまですが、06年に一度、09年は二度にわたり、大学と企業のトップクラスそれぞれ10数名にご参加いただき、人材育成をテーマに意見交換の場を持ちました。

大学側からは、インターンシップの受け入れ拡大、産業界の求める人材像の大学への提示、企業人による勤労観の講座提供などの希望が出されました。

企業側から最も多かった意見は、大学（院）生に「社会人基礎力」を身につけて社会人になってほしい旨の要望です。文字どおり、「社会人基礎力」とは、経済産業省の定義によると、前に踏み出す力（アクション）、考え抜く力（シンキング）、チームで働く力（チームワーク）の3つの能力を指します。

さらにこの3つの能力について、「前に踏み出す力」は、主体性／働きかけ力／実行力、「考え抜く力」は、課題発見力／計画力／創造力、「チームで働く力」は、発信力／傾聴力／柔軟性／状況把握力／規律性／ストレスコントロール力というように、12の要素に細分化しています。

基礎力となっていますが、この能力は社会人として年齢、役職、業務に関わらず必要とされる能力でありますので、大学（院）生時代だけで身につけることができるものではないと思います。

したがって、社会ではこのような能力が求められていることを受け止めていただき教育・研究を進めていただきたいと思います。

以上

### 3. 大阪府政策企画部長 幸田 武史 氏

#### 外部評価委員会の個別意見（コメント）

大学にとって、この数年は非常に大きな変化がありました。特に、大阪大学にあっては、2004年の法人化と高等司法研究科設置、2007年大阪外国語大学との統合と国際公共政策学科の創設など、矢継ぎ早の改革とそれに伴う教育プログラムの創設や改編が行われたところです。今回、外部評価委員を委嘱され、改めて、資料を読ませていただき、こうした環境変化に対して真摯に取り組まれ、着実な成果を上げつつあることを強く感じました。この間の関係者の取り組みに改めて敬意を表します。

#### 1. 中期計画について

行政も同じですが、今、大学が果たすべき使命と成果について社会的にどのように応えるかが問われています。それぞれの使命や役割を検討し、目標として設定するプロセスは、言い換えれば大学への社会的ニーズとは何かを自覚することから始まるといっても過言ではないと思います。大学自身が、これまで以上に、社会との関わりの中で、社会のニーズを捉え、自ら果たすべき役割とそれに応える方策を考える必要があります。そのためには、現状を理解し、目標と現状の乖離を課題として捉え、目標に到達するための方策を検討、その評価を行うことが重要です。また、これまでの成果を発展させ、より高い目標の追及に取り組むためにも、目標の達成度を測定するシステムを構築していくことが必要であると思います。

中期計画の重点課題である国際公共政策学科のスタートが順調であったとの報告がありましたが、大変喜ばしく思っています。在籍者のデータを見ると、平成20年の1年次生から女性が大幅に増加していることが読み取れます。国際公共政策学科が設置された効果の一つの現われだと思いますが、内向き志向と言われる法学部の学生気質をも転換する大きな力にもなることを期待しています。

当面の課題は、ここで学ばれた学生諸君の進路です。学科開設の目標である国際的な諸機関で活躍できる人材として、これまでの法学科以上に多様な進路に就かれるよう全力を上げて支援をしていただきたいと思います。

さらに、今後、阪大の特色として、この「強み」をどのように活用するかです。資料にも記載されているとおり、不断の努力と点検更新をお願いします。

#### 2. 国際交流について

今回の外部評価を通じて、大阪府も「英語圏アフリカの地方分権改革研修」をお手伝いさせていただいていることを知りました。日本の自治行政は、ナショナルミニマムという目標を効率的な行政運営によって追求してきました。しかし、これからの地域社会において、成長や住みやすさを実現するためには、新たな目標とそれを実現する行政機構を構築する必要があります。

わが国では、「地域主権」が大きな政策アジェンダになっています。地方自治に携わる者として、私たちの経験や取り組みが国際的にお役に立つことができれば、大変嬉しいことです。

#### 3. カリキュラムに関する若干の意見提案

こうした機会を与えて頂きましたので、若干の意見と提案を述べさせていただきます。

私自身の経験として、法学部に進学したものの、将来の進路についての強い動機もなく、とりわけ教養部の頃には「何のために学ぶのか」という意識が弱かったことを今でも後悔しています。こうした学生は今でも多くいるのではないのでしょうか。

阪大においては、私たちが学生であった頃に比べて、多くの点で改善がなされているようです。とりわけ、ロイヤリングは、少人数のゼミとともに阪大の特色になっているようです。しかし、卒業生の大半が法曹以外の進路を選択するわけですから、こうした学生の進路への動機付けや問題意識を持たせるきっかけづくりを積極的に組み込んでもよいのではないのでしょうか。

頂いた資料で学生の進路状況を拝見すると、毎年10数名が官公庁に就職しているようです。公務員になれば、社会の課題を認識する力、政策を企画立案する力、そして政策を実行する能力や交渉折衝能力、利害調整能力などが問われることとなります。地域主権の時代を迎え、これからの地方公務員には、こうした能力への期待はさらに高まっていくと思っています。公務員試験や採用されてからの昇任試験、さらに日々の実務において、知識の量よりも、知識をベースにした課題解決能力や政策立案能力が評価されます。

こうしたニーズに対応するため、実務家教員を活用している大学もあるようです。先日もある省庁の人と話をしていたのですが、出身大学で学生に教えているとの事。本人にとって勉強になるのは勿論、学生にも実社会を感じてもらえるチャンスになると言っておられました。地方自治体に進む者が多いのが阪大の特徴です。各地で地域社会の将来を担う公務員を育てるためにも、カリキュラムとして実務とのコラボレーションを検討してもよいのではないのでしょうか。

頂戴した資料とお伺いした範囲（先日開催された懇談会では議会の日程と重なり大幅に遅刻しご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます）からだけではありますが、より一層の改革に向けた取組みの参考にしていただければとの思いで意見を述べさせていただきました。大阪大学法学研究科・法学部がさらに社会的な使命に応え、発展されることを期待しています。

以上

#### 4. 森・吉村法律事務所弁護士 吉村 信幸 氏

##### 外部評価委員会の個別意見（コメント）

先般の外部評価委員会での報告・議論をふまえ、若干コメントを以下の通り申し添えます。

##### 1 第2期中期計画について

2010年度から始まる第2期において、中期計画として、研究の再生産、国際公共政策学科の更なる発展、知的財産法プログラムの拡充と知的財産センターの創設を掲げておられます。

研究の再生産つまり研究者の養成において、当初懸念されていた法人化・法科大学院制度導入後においても従前の実績を維持することに成功されたとお聞きし、常日頃の研究者要請における弛まぬご努力の成果が現れたものとして敬意を表したいと思います。私がこれまで弁護士の職務上かかわりをもった中においても、企業に就職後改めて研究者の道につかれる方、司法試験合格後研究者になれる方、裁判官・弁護士になった後に研究者の道を選ばれる方等様々なルートから大学院での仕事をされる方を見てきました。法科大学院が創設された現在、同大学院を出た後においても、すぐに大学院での研究者を目指される方や一度実務についた後に研究の仕事をする人も増えてくるのではないかと考えます。特に法科大学院においては実務家教員が必須になっております。大学院生に対する講義・ゼミ等行うに際し、論理的な思考、論述等が必要になってきます。実務を何年か経験するだけでは不十分なところですが。そんなとき一度基本に立ち戻り考え直すことが必要になります。すでに実務についた人、企業に就職した人にも研究者としての道が容易に選ぶことができるようご配慮をいただけたらと考えます。

また、国際公共政策学科についても大いに期待をもっております。2007年の大阪外国語大学との統合に伴い、設立された新学科ですが、これは他大学にはない大阪大学独自のものであり、今後大阪大学の特色を出す上でも重要なメルクマークの一つになると思います。私どもが日ごろ仕事をするうえでも日本国内にとどまらないことが多く出てきます。小さな企業であっても中国、タイ、ベトナム等近隣のアジア諸国と取引をし、そこに現地法人で工場をつくるケースが増えております。今後もその傾向が続くことは間違いないと思われます。その際語学を駆使し、場合によっては他国の法制度も研究する必要となってきます。日本語で日本の法制度のみ勉強しては不十分なわけですが。国際公共政策学科で学べば他の大学の法学部ではすぐには思いつかない様々な選択肢が出てくるのではないのでしょうか。国際公共政策学科の卒業生はまだ出ていない時期ですが、卒業生がいろんな職業につかれ、また在学生もその将来に大きな希望が持てる学科になることを期待してやみません。

さらに、知的財産法の分野が現在も将来も重要であることは言うまでもありません。実務家になった後も日々の研鑽が必要な分野の一つです。弁護士の中でも医師のような専門分野を持つと流れます。医療過誤、交通事故、離婚問題、企業法務等種々のものがありますが、やはり特許権、実用新案権、著作権、商標権等の知的財産法の分野で活躍する方が多くなっております。今後も知的財産法が重視されることは明らかですので大学における教育・研究に力を入れられることを期待します。特に知的財産法は単に法律の条文を学習研究するだけでは十分ではありません。判例がどのような場合に権利侵害を認定しているのか、そもそも権利が問題になる分野での基礎的な知識がある程度ないと不十分です。よって、在学中だけではどうしても足りないところが出てくると思いますので、大学を出た後における社会人への門

戸を広く広げていただきたいと思います。

## 2 国際交流について

各国の大学と学術交流協定を締結し、国際交流を行っている状況をお聞きしました。研究者レベルにおいては、一定の成果を得ているものとの印象を受けました。

ただ、交換留学制度において日本人学生が海外に出る数が少ないことは心配です。時間、費用等の問題があるかもしれませんが、海外で学ぶ重要性はさらにアピールする必要があると思います。その意味でサマースクールを活用し短期でも経験を積ませようとしているところは大いに期待したいと思います。

以 上



## 5. 京都大学大学院法学研究科長 林 信夫 氏

### 外部評価委員会の個別意見（コメント）

#### はじめに —

国立大学法人の第一期中期目標・計画期間を終え、第二期に入るにあたり、第一期における目標・計画の成果・反省の上に立ち、第二期に向けて真摯に今後の法学研究科・法学部の進むべき方向を考えられていることに、まず敬意を表します。

#### 1. 第二期中期目標・計画について —

重点項目として①研究の再生産、②国際公共政策学科の更なる発展、③知的財産法プログラムの拡充と知的財産センター（IPrism）の創設、の3つを掲げられていますので、それに対応して、私の感想を以下に述べることにいたします。

① 研究の再生産 — 法科大学院創設後においても博士前期課程経由の研究者養成の道筋を存続させたことは卓見と思いますが、法科大学院制度が継続する限り、特に実定法分野の後継者養成にあっては法科大学院経由の研究者養成の道筋も考えざるを得ないと考えますので、「学部段階からの把握」と「博士後期課程における制度的・物的条件を充実させる対策」の具体化を是非望みたいところです。ただ、前回外部評価において指摘されていた学部教育の少人数講義や演習を活用する方策を考えるべきとされていた点について、それがどのように生かされているのか見えにくく感じましたので、うまく前述と結びつくことができると考えます。

② 国際公共政策学科の更なる発展 — 第二期に完成年度を迎える本学科の存在は、制度面でも教育面でもプラス、マイナスがあり得ると思いますが、プラスにもっていかれる方策の具体化を望みます。

③ 知的財産法プログラムの拡充と知的財産センター（IPrism）の創設 — 最も他大学との差別化がみえる点の一つですので、第一期における経験を生かし、更に展開が望まれます。特に夜間講義の開始は、社会的ニーズに対応、さらなる掘り起こしにつながり得るものですので、是非定着するよう望みます。また、知的財産教育においては、とりわけ理系の学生の取り込みも重要のように思われますが、それに資するのが高度副プログラム制度だとすれば、その一層の整備が急がれるのではないかと考えられます。

#### 2. 国際交流について —

大学としてのみならず、法学研究科・法学部としても国際交流を積極的に進めていることは重要なことと考えます。特に、欧米だけでなく、ラテンアメリカやアフリカ諸地域との交流も視野に入れていることには敬意を表します。ただ、「今日では英語による教育を実施しないとグローバルな法学教育のネットワークに入ることは難しい」とされ、英語による授業を提供して短期留学生を増やすことに力を注がれるようですが、他方で、特に日本の実定法の教育にとって「英語による授業」がどの程度本質的、効果的かは難しい問題を含んでいるように思われます。ご存じの通り、エラスムス計画においてヨーロッパ各国の大学では「英語による授業」が想定されましたが、実定法教育の実態は各国語による授業が主流を占めています。そこには、実定法教育の本質のひとつがみえているように思いますので、是非、他大学において同じ問題を抱えている大学へのモデルとなるような方策の策定、実施をお願いする次第です。

また、留学生については、どこの大学においても受け入れが種々考えられますが、しかし出口も重要と思いますし、さらに日本の学生の海外留学の誘引も考えねばならない点のように思います。

おわりに ー

全体として、第一期を踏まえて第二期の問題に対応しようとされていることが理解されます。今後は、より具体的な方策の策定と実施に向けて行っていただきたく思います。

以 上

## 6. 同志社大学法科大学院教授 コリン・P・A・ジョーンズ 氏

### 外部評価委員会の個別意見（コメント）

2010年3月16日の大阪大学法学研究科外部評価委員会の懇談会にてお示しいただいた大阪大学法学研究科の中期計画及びそれに関するご説明に対して、以下のような感想をもちました。ご検討いただければ幸いです。

1. 法科大学院制度の出現及び今後予想される法曹職域問題の深刻化という環境の中、研究者養成機関としての法学研究科の存在意義について様々な角度から分析し、対策を構築しようとしているとの印象を強くうけました。ただ、新司法試験の合格率の低下とそれに関連した法科大学院の教育内容や法曹人口に関わる議論がある中で、短期的にどれだけ法曹資格を持つ人が博士課程への入学を希望するかについては、それほど楽観的にはなれないように思います。新司法試験の合格率が今より妥当な水準で落ち着いたときには、法学教育全体にもっと余裕が生まれ、博士課程への入学希望者の数についてある程度期待が持てるようになるかもしれません。そのような状況になるまで、教育理念を見失わずに、大阪大学の法科大学院と協力的な関係を維持することが非常に重要だと思います。
2. 法科大学院と法曹人口・職域問題に関する議論において、他の法律職（司法書士等）の存在に言及されていないのは残念です。私は個人的に、大分前からこのことは不思議に思ってきました。法曹という肩書にあまり囚われずに、法学研究科の扉をなるべく広く開くように設定すれば、法科大学院修了生や弁護士だけではなく、様々な経験を持つ、優秀な職業法律家が入ってくる可能性が高くなるのではないのでしょうか。
3. 国際交流については以下の点に留意していただきたいと思います。
  - ① 私は外国人として様々な日本の組織と関わってきましたが、その経験から次のようなことが言えます。日本の組織は構成員が長期的に所属することが一般的であり、これにはポジティブな側面が沢山あります。一方、組織が何かをするに当たって、内部調整の過程で非常に多くのエネルギーやリソースが投入されるため、外部との関係について考える段になると、残されたエネルギー等が少なくなってしまい、その結果、外からは非常に柔軟性にかけているように見える場合があります。企業の場合でいうと、組織の内部事情（ルールやポリシーとして現れるもの）が客に対して「押し付けられる」こととなります。日本人はある程度これに慣れていますが、外国人にとっては極めて不合理に見える側面が少なくありません。国際的にサービス業で成功している日本企業がほとんどない理由の一つもここにあると思われれます。教育機関として国際交流を考えるさいにも、どこまで提携先にうちの事情に付き合ってもらおうかということを常に意識する必要があります。大学全体の方針等による制約は少なくないでしょうが、国際交流の提携先に対してどこまでそれを理解してもらおうとするのか、逆にどれぐらい大学に柔軟性を求めていくのかといったことについて、なるべくはっきりしたマインドが必要だと思います。

例えば、「日本には一度住んでみたいから、6ヶ月か1年間の sabbatical を日本で過ごしてもいいな」と思っている学者や研究者は世界各地に沢山いるはずですので、外国の学者に関してそれ以上の国際交流を目指さないのであれば、目標は簡単に実現できるでしょう。しかし、それ以上の交流（つまり、阪大の法学研究科は優れた研究ができる快適な環境を提供してくれるから、何年間か、もしくはずっと所属してもいいと考える外国人法学者等との交流）を計画する場合、現行の制度がどこまで外国人教員にとって阪大を「居づらくしている」のかについて考える必要があります。これは住居・食事が外国人にあっていくかどうかといった単純な問題ではなく、研究者・教員として、どれぐらい研究や教育と直接関係のない余計な負担や制限を強いられるかということに対する配慮がメインになると思います。世界中の様々な研究機関に行くことのできる、沢山のオプションをもった学者を長期的に招聘するためには、他の国の他の研究機関との競争を想定しなければならず、それなりに魅力的な環境が必要です。言い換えれば、大学・もしくは法学部・法学研究科の内部の事情を外の人に対してどこまで「我慢」させるかによって、可能な国際交流の限度が自ずと決まってくるはずなので、それを意識しながら交流を図った方が現実的だということです。

- ② ①と関連しますが、懇談会の場で私が「交流の提携先に何を提供できるのか」という質問をしたのも同じような理由からです。大阪大学の法学研究科が国際交流に求めるものについてははっきりした組織の方針があったとしても、提携先に対して何を提供できるか、さらにそれが提携先にとって魅力的なものであるかどうかというところまで認識していないと、形だけの提携と国際交流で終わってしまうケースが少なくないと思います。①と同様に、大阪大学の法学研究科が外国の研究者、外国人留学生に対して提供できる（しかも他の日本の法学教育機関が提供していない）メリットは何なのかという観点から、改めて、提携先にとっての魅力をもっと組織的に考える必要があるでしょう。
- ③ また、指摘するまでもないかもしれませんが、外国人の留学生の受け入れと言った国際交流を考えるに当たって、現役留学生・留学経験者の声を聞き、それを交流の方針等に反映させることが重要だと思います。

以上